

平成30年9月6日

第88回 神戸市個人情報保護審議会

神戸市ホームページ・意見募集
(パブリックコメント)に係る
意見送信フォームの設置について

(市民参画推進局)

神戸市参市第 228 号
平成 30 年 8 月 28 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村裕三様

神戸市長 久元喜



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

1. 神戸市ホームページ・意見募集（パブリックコメント）に係る意見送信フォームの設置について
（条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して）

担当課：神戸市市民参画推進局参画推進部市民情報サービス課

神戸市ホームページ・意見募集（パブリックコメント）に係る意見送信フォームの設置について
（条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して）

【意見提出者の属性把握のための項目】

- ・住所（但し、神戸市に居住する者以外で、市内の事務所又は事業所に勤務する者、市内の事務所又は事業所を有する者、市内の学校に在学する者は、事務所若しくは事業者又は学校の所在地）
- ・氏名

【意見】

- ・政策案等についての意見

神戸市ホームページ・意見募集（パブリックコメント）に係る意見送信フォームの設置について

1 趣 旨

本市では、「神戸市民の意見提出手続に関する条例」に基づき、政策案等を形成する過程において、事前に政策案等の案を公表し、それに対する意見を募集し、その意見を考慮して政策案等の決定を行っている。

現行の意見提出方法としては、主に郵送やFAX、電子メール、持参の4つの方法を採用しているが、これらに加え、ホームページ上に意見送信フォームを設置することにより、意見提出の機会を拡大しようとするものである。

2 概 要

意見送信フォームの設置にあたっては、神戸市ホームページコンテンツ管理システム（以下「CMS」）のアンケート管理機能を使用する。意見送信フォームの入力項目として、「氏名」、「住所」（市内在住・在勤・在学する者）、「政策案等についての意見」を設定する。

なお、意見送信フォームの設置は、各意見募集のページ毎に各実施機関が、個別に行うことになるが、入力項目は上記3項目であり、仕様もマニュアルを作成し、標準化して実施する。

3 効果

- (1) 政策案等についての意見の提出が容易となり、より多くの市民から多様な意見をいただくことができる。
- (2) 提出された意見が電子データ化されており、データ集計が迅速化されるなど、実施機関の事務の効率化が期待できる。

4 実施計画

平成30年10月頃に庁内周知。以後、実施される意見募集手続に適用。

5 意見提出数の実績（平成29年度）

案件数 27件
意見数 2,851件

6 個人情報の保護

意見送信フォームの設置に使用するCMSアンケート・システム（神戸市個人情報保護審議会 平成21年8月27日付け答申第223号）については、神戸市ホームページの全体管理者である広報課により、個人情報にかかるデータについて、電子計算機の操作管理、及び外部委託にかかる個人情報の保護等が下記のとおり適正かつ厳格に行われている。

本件に関しても、同様に「神戸市個人情報保護条例」及び「電子計算機処理に係るデータ保護管理規程」に基づき、下記の事項について厳格に対処する。

(1) システム上の保護

- ① システムの利用に当たっては、職員証（ICカード）及び暗証番号による利用者認証を行う。
- ② 所属や役職、システム上の役割（決裁者・承認者・作成者、システム管理者等）によって、システム内の操作権限を制限する。
- ③ 回答者（＝意見提出者）のパソコンと本市サーバ間の通信は、通信途中でアンケート回答内容（＝意見送信フォームで送信される「住所」「氏名」「意見」）の情報漏えいや改ざんを防止するため暗号化通信とし、本市サーバへのインターネットからの不正アクセスを防止するための防護措置を図るとともに、ウィルスの感染を防止する。
- ④ アンケートの回答データ（＝意見送信フォームにより送信されたデータ）を格納しているサーバとアンケート調査所管課（＝意見募集実施担当課）の端末器間の通信回線は、庁内イントラネットを利用しており、外部からの不正アクセス行為が防止されているとともに、ウィルスからの感染を防止している。

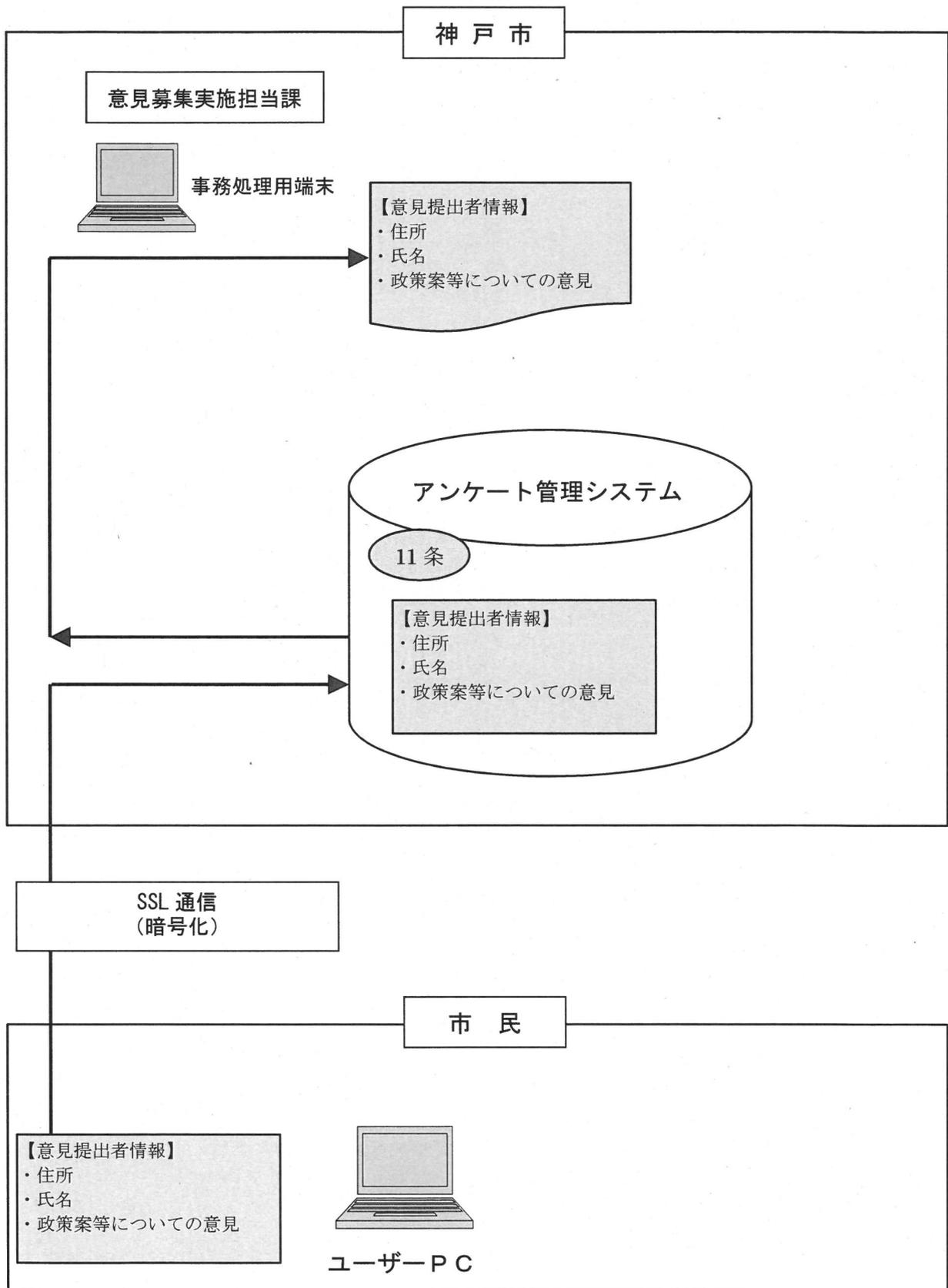
(2) 運用上の保護

- ① サーバを管理している保管施設への入退室は、関係職員のみ限定し、入退室の状況を記録する。
- ② 暗証番号は、定期的に変更するとともに、関係者による端末やサーバの操作状況を記録し、保管する。
- ③ 個人情報の適正な取り扱いを確保するために、システムを使用する関係者に対し、守秘義務及び個人情報の保護について指導及び研修を行うとともに、個人情報の適正管理について点検を行う。
- ④ 保存期間を経過した収集データは、意見募集実施担当課が速やかに消去する。

(3) 外部委託にかかる個人情報の保護

CMSアンケート・システムにおいては、ホームページを含めたシステム全体の管理について外部委託しており、受託事業者との委託契約においても、個人情報の保護について、「神戸市個人情報保護条例」及び「電子計算機処理にかかるデータ保護管理規程」に基づき、厳格に管理する。

神戸市ホームページ・意見募集（パブリックコメント）に係る意見送信フォームの設置について



神戸市ホームページ（意見募集ページ）への送信フォーム 画面遷移図

1) 意見募集実施画面のイメージ

神戸市ホームページ (意見募集ページ) への送信フォーム 画面遷移図

1) 意見募集実施画面のイメージ

神戸市個人情報保護条例の一部改正案について市民の皆様のご意見を募集します

最終更新日 2018年6月21日

1. 意見募集の趣旨・内容

(1) 概要
「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下、「番号法」といいます。)の制定に伴い、今後、国民に個人番号が付番され、社会保障、税、災害対策等の分野において活用することで、国民の利便性の向上と行政運営の効率化が図られることとなります。番号法により、地方公共団体は、その保有する個人番号の適正な取扱い等を確保し、必要な措置を講じることが求められています。神戸市においても、今後、新たに保有する個人番号について、神戸市個人情報保護条例(以下、「条例」といいます。)に基づき、番号法の趣旨をふまえ、その適正な管理と適切な運用を行っていく必要があります。
このたび、神戸市個人情報保護審議会から「番号法制定等に伴う神戸市個人情報保護制度のあり方」に係る答申を受け、同条例の一部改正(案)を作成しましたので、下記のとおり市民の皆様のご意見を募集します。

(2) 今後の予定
本改正案は、平成27年第1回定例会(2月議会)への提案を予定しています。

主な施設

(3) 電子メールによる提出
アドレス: siminjohou@office.city.kobe.lg.jp
件名には「意見提出」と記載いただき、コンピュータウイルスへの感染防止のため、添付ファイルは使用せず、メール本文にテキスト形式で入力してください。

(4) 持参による提出
神戸市市民参画推進局市民情報サービス課
市役所2号館2階
平日 8時45分～12時、13時～17時30分までの間

(5) 意見送信フォームによる提出
下記のリンクをクリックすると送信フォームに移動します。

意見送信フォーム

5. 注意事項

(1) 書式は自由ですが、必ず提出者の住所及び氏名(法人その他の団体の場合は、名称及び所在地及び代表者の氏名)を記載してください。また、神戸市にお住いの方以外で、市内の事業所等に勤務されている方、市内の学校に在学中の方は、事業所等又は学校の名称及び所在地を記載してください。

(2) 電話などによる口頭の意見提出の受付及び頂いたご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

(3) いただいたご意見に対する神戸市の考え方を、神戸市ホームページにて平成27年1月下旬頃(予定)に掲載いたします。

6. 個人情報の取扱いについて

(1) 意見提出いただきましたご意見・ご提案は、住所、氏名、個人又は法人等の権利利益を害するおそれのある情報等、公表することが不適切な情報(神戸市情報公開条例第10条各号に規定する情報)を除いて、ホームページ等で公表させていただきます。

(2) 個人情報の取り扱いには十分注意し、個人が特定できるような内容では掲載いたしません。

(3) ご意見、ご提案、氏名、住所、電子メールアドレス等につきましては、神戸市個人情報保護条例に基づき、他の目的に利用・提供しないとともに、適正に管理いたします。

(4) 意見提出に際し、以下の理由から氏名・住所の記載をお願いします。
ア 提出された意見の内容を確認させていただく場合があること
イ 意見提出手続は、「市民(市内に在住・在勤・在学、事務所・事業所を有する方)」を対象として行う手続であること

一部のファイルはPDF形式で提供しています。PDFの閲覧にはAdobe System社の無償のソフトウェア「Adobe Reader」または「Adobe Acrobat Reader」が必要です。下記のAdobe Readerダウンロードページなどから入手してください。

[Adobe Readerダウンロードページ\(外部リンク\)](#)

神戸市ホームページへ ↑ ページの先頭へ

ページ作成者とお問い合わせ先

神戸市 市民参画推進局 参画推進部 市民情報サービス課
〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1 神戸市役所2号館1階・2階 [市役所への連絡・地図](#)
電話: 078-322-5175 Fax: 078-322-6014 [このページの内容についてメールで問い合わせる](#)
市政、くらし、各種申請手続でわからないことは [神戸市総合コールセンター](#)へ
電話: 078-333-3330 Fax: 078-333-3314

[サイトマップ](#) [神戸市ホームページのご利用案内](#) [プライバシーポリシー](#) [神戸市役所本庁舎のご案内](#)

Copyright © City of Kobe. All rights reserved.

City of Design KOBE

2) 意見入力画面のイメージ

トップページへ 本文へ Foreign Languages 文字サイズ 標準 拡大 背景色 白 青 黄 黒

KOBE サイト内検索 検索方法 お問い合わせ

くらしの情報 (総合メニュー) くらし・手続き (福祉・すまい・交通) 子育て・教育 シニアライフ (高齢・介護) 安全・安心 区役所・地域活動 観光・文化・イベント 市政情報 事業者向け情報

現在位置 [個人情報保護条例の一部改正案テスト](#) > 個人情報保護条例の一部改正案についての意見

最終更新日2016年7月22日

個人情報保護条例の一部改正案についての意見

<送信にあたっての注意事項>

- ・ 政策案に対するご意見をお寄せください。
- ・ この送信フォームは、SSL技術により暗号化され、入力された個人情報を安全に送信できます。

同1【必須】ご住所

住所(法人その他の団体の場合は、所在地)を正確に記載してください。また、神戸市にお住まいの方以外で、市内の事業所等に勤務されている方、市内の学校に在学中の方は、事業所等又は学校の名称及び所在地を記載してください。

同2【必須】お名前

氏名(法人その他の団体の場合は、名称及び代表者の氏名)を正確に記載してください。

同3【必須】政策案に対するご意見

書式は自由です。

ご提出いただくご意見・ご提案は、住所、氏名、個人又は法人等の権利利益を害するおそれのある情報等、公表することが不適切な情報(神戸市情報公開条例第10条各号に規定する情報)を除いて、ホームページ等で公表させていただきます。

[回答内容を確認する](#)

トップページへ [ページの先頭へ](#)

ページ作成者とお問い合わせ先

神戸市 市民参画推進局 参画推進部 市民情報サービス課
〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1 神戸市役所2号館1階2階 [市役所への道順・地図](#)
電話: 078-322-5175 Fax: 078-322-6014 [このページの内容についてメールで問い合わせる](#)

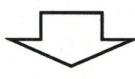
市政、くらし、各種申請手続きでわからないことは [神戸市議会コールセンター](#)へ
電話: 078-333-3330 Fax: 078-333-3314

[サイトマップ](#) [神戸市ホームページのご利用案内](#) [プライバシーポリシー](#) [神戸市役所本庁舎のご案内](#)

Copyright © City of Kobe. All rights reserved.



回答内容確認画面表示後、回答内容を送信すると、回答完了画面が表示されます。



3) 意見提出完了画面のイメージ

トップページへ ▼ 本文へ Foreign Languages ▼ 文字サイズ 標準 拡大 背景色 白 青 灰 黒 ▲

KOBE Q サイト内検索 [検索方法](#) [お問い合わせ](#)

[くらしの情報 \(総合メニュー\)](#) [くらし・手続き \(福祉・すまい・交通\)](#) [子育て・教育](#) [シニアライフ \(高齢・介護\)](#) [安全・安心](#) [区役所・地域活動](#) [観光・文化・イベント](#) [市政情報](#) [事業者向け情報](#)

現在位置 [個人情報保護条例の一部改正案テスト](#) > 個人情報保護条例の一部改正案についての意見

最終更新日2018年7月22日

② 個人情報保護条例の一部改正案についての意見

ご意見を受付けました。
ご意見をいただき、ありがとうございました。

[個人情報保護条例の一部改正案テスト](#) <戻る

トップページへ ↑ ページの先頭へ

ページ作成者とお問い合わせ先

神戸市 市民参画推進局 参画推進部 市民情報サービス課
〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1 神戸市役所2号棟1階・2階 [市役所への道徳・地図](#)
電話: 078-322-5175 Fax: 078-322-6014 [このページの内容についてメールで問い合わせる](#)

市政、くらし、各種申請手続でわからないことは[神戸市総合コールセンター](#)へ
電話: 078-333-3330 Fax: 078-333-3314



United Nations
Member of the UNESCO
Educational, Scientific and
Cultural Organization
Member of the UNESCO
World City Network
since 2008

[サイトマップ](#) [神戸市ホームページのご利用案内](#) [プライバシーポリシー](#) [神戸市役所本庁舎のご案内](#)

Copyright © City of Kobe. All rights reserved.